

# 令和7年度滋賀県

## 子育て支援員研修事業業務委託仕様書（案）

### 1 事業目的

全国共通の地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、こども家庭庁が定める「子育て支援員研修実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

### 2 委託業務の概要

- (1) 研修日程、会場等の設定
- (2) 研修内容の企画、講師の選定および連絡調整
- (3) 研修の開催通知等の作成
- (4) 受講申込の受付および受講者の集約
- (5) テキスト等の準備
- (6) 研修当日の運営
- (7) 受講者の修了評価、受講者（修了予定者）名簿の作成
- (8) 実績報告書の作成

### 3 各業務の内容

- (1) 研修日程、会場等の設定

研修名		定員 (1回あたり)	回数	研修形態
ア 基本研修		120	3	集合型研修
イ 専門研修 (地域保育 コース)	共通科目	90	3	集合型研修
	地域型保育	60	3	集合型研修
	一時預かり	30	2	集合型研修
	ファミリーサポート	30	1	集合型研修
ウ 専門研修 (地域子育 て支援コー ス)	利用者支援事業・基本型	30	1	集合型研修
	利用者支援事業・特定型	10	1	集合型研修
	地域子育て支援拠点	40	1	集合型研修

- ・基本研修および専門研修（地域保育コース）の共通科目・地域型保育・一時預かりについては上半期中（9月30日まで）に1回実施すること。
- ・その他は下半期中に実施すること。
- ・対象者が研修に参加しやすいよう適宜配慮すること。設定については県と協議を行うこと。
- ・なお、会場費は委託費に計上すること。

- (2) 研修内容の企画、講師の選定および連絡調整

- ・研修の内容は、実施要綱に定める以下の内容とする。

ア 基本研修

イ 専門研修（地域保育コース）

ウ 専門研修（地域子育て支援コース）

- ・講師の選定にあたっては、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定し、研修の適切な実施に必要な体制を確保すること。
- ・研修における講義日程、講義で使用する資料、機器等について講師と調整を行う。
- ・専門研修（地域保育コース）の「一時預かり事業」および「地域型保育事業」の研修科目のうち見学実習を、DVDの視聴等および講義・演習などに替えることとする。

(3) 研修の開催通知等の作成および送付

受託者が開催要項、受講申込書、実務経験証明書、PRチラシ（通年分）を作成する（2,500部程度。ホームページからも入手できるようにすること）。送付先は県が指定する。

(4) 受講申込の受付および受講者の集約

- ・参加申込書の窓口として、申込受付を行う。
- ・上半期分、下半期分の申込受付はそれぞれ行うこと。
- ・申込内容や資格に疑義が生じる場合は、その都度県と協議を行う。
- ・定員以上の申込みに対する対応については、県と協議を行う。

(5) テキスト等の準備

- ・テキストについては、「子育て支援員研修の更なる充実及び標準化を図るための調査研究」（厚生労働省のホームページ掲載）の「標準的な履修・指導内容の教材例」を参考に選定すること。
- ・テキスト代は、受講者から徴収すること（委託金額には含まない）。
- ・テキスト以外の資料は、講師および県と協議の上作成すること。

(6) 研修当日の運営

- ・会場との連絡調整、設営および後片付け、司会進行、講師への対応等、研修の運営に必要な業務のすべてを行うこと。
- ・研修受講時に、受講者本人であることの確認を行うこと。
- ・受講者の出席状況の管理（遅刻、欠席、途中退席等）を行うこと。
- ・受講者から研修の内容等についてのアンケートを徴収すること。なお、アンケートの内容は、県と事前に協議すること。

(7) 受講者の修了評価、受講者（修了予定者）名簿の作成

- ・受講者の修了評価を行うこと（理解度の評価や科目履修の可否の決定を行うものではない）。
- ・受講者を全科目修了予定者、一部科目修了予定者、未修了者に区分し、修了評価結果を添えた受講者名簿を作成すること。
- ・当該名簿には、県において実施する修了証の発行・送付に必要な情報を掲載すること。
- ・上半期の受講者名簿、下半期の受講者名簿はそれぞれ作成し、作成次第速やかに県に提出すること。

(8) 実績報告書の作成

- ・研修全体の実施状況等研修全体を総括した報告書を作成し、アンケートの集計結果を添えて提出すること。

**4 留意事項**

- (1) 研修の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。
- (2) 企画提案および契約の手続きにおいて用いる言語および通貨は日本語および日本国の通貨によること。
- (3) 特定の商品の販売、販売のあっせん、勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者に損害が生じたときは、その損害の責めを負うこと。